

法務省予算監視・効率化チーム 臨時会合

(法務省行政事業レビューに係る部分について)

- 第1 日 時 平成24年7月30日(月) 自 午前10時00分
至 午前11時30分
- 第2 場 所 法務省第一会議室
- 第3 議 題 法務省行政事業レビューについて
- 第4 議 事 (次のとおり)

小野瀬会計課長 これより法務省予算監視・効率化チームの臨時会合を開催したいと存じます。

初めに谷法務副大臣から御挨拶を頂きます。

谷法務副大臣 おはようございます。

アドバイザーの皆様方には御多忙のところ、法務省予算監視・効率化チームの臨時会合に御出席を頂き、心から厚く御礼申し上げます。

本日の議題は、法務省行政事業レビューについてでございますが、行政事業レビューの本格実施の初年度とされている本年度においては、先月15日に行われました公開プロセスの対象以外の事業についても、レビューの取組を一層強化し、これまで以上に効率的な予算の執行等に取り組んでいくことが求められております。

本日は、法務省の78の事業について、アドバイザーの皆様方の幅広い御経験に基づく率直な御意見、御提言を頂き、チームの所見を決定し、これを平成25年度の予算要求に確実に反映させるよう努力してまいる所存でございます。どうか、何とぞよろしく御願い申し上げます。

小野瀬会計課長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、議題1の法務省行政事業レビューについてでございます。

初めに先月15日に実施しました公開プロセスの対象の三つの事業につきまして、公開プロセスの結果を踏まえた現在の検討状況を御報告していただきたいと思っております。お手元に公開プロセス結果を受けた現段階での事業見直しの検討状況という資料があるかと存じます。この資料に基づきながら、担当の民事局、それから保護局、施設課の順に、それぞれ御報告をお願いしたいと思います。ではよろしく御願います。

民事局 民事局でございます。事業番号0022、オンライン登記申請システムの維持管理ということでございまして、これに関しましては論点が2点ございました。1点は、オンライン申請の利用が低調な手続については、費用対効果の観点からオンライン利用の在り方について検討が必要ではないかという点、2点目は、各登記所の窓口に備え付けております商号調査端末でございますけれども、この商号調査端末によって実現している情報公開については、他の代替策を講じることなどにより、国民の利便性を高めるとともに、予算の削減を図ることができないかという点でございました。

公開プロセスで御議論いただいた結果の評価結果はここに記載されているとおりでございまして、「抜本的改善」、取りまとめコメントとしましては、オンライン利用率の引上げのための方策を具体的に講じて、目標と実績、コスト削減効果を検証すべきである、それからオンライン利用申請手続の範囲、商号調査端末については、現在の利用状況を踏まえて見直しを行うべきである、ということでございました。

このコメントを頂きまして、その後の検討状況でございますけれども、まず商号調査端末につきましては、商業登記のオンライン申請が伸びている状況に鑑みまして、インターネットによる提供の方法を採るということを考慮しまして、利用頻度の低い登記所に設置している商号調査端末を廃止するという見直しを行うことにより、この端末に掛かる借料を削減することが見込めるところでございまして、この削減効果を25年度予算要求に反映させるということを検討しております。当面、446台配置しております商号調査端末の316台を廃止する

ということを予定しております。なお、存置する商号調査端末についても、その利用状況、利用実績を踏まえて配置の見直しを更に検討していく予定でございます。

それからオンライン利用率が低い債権譲渡登記、動産譲渡登記、成年後見登記に係る登記申請手続きにつきましては、この利用率が低い要因、これは申請の際に電子署名が要求されるということ、それから成年後見登記に関しましては、嘱託元である裁判所でオンライン嘱託の環境が整っていないということでございますけれども、そういった分析等を踏まえまして、コストの削減効果を検証しながら、オンライン利用率の引上げのための具体的な方策を検討していきたいというように考えているところでございます。

小野瀬会計課長 ありがとうございます。では保護局お願いします。

保護局 保護局でございます。犯罪予防活動の促進についてでございますけれども、この実費弁償金の在り方につきましては、本プロセスにおいて減額は求められていない一方、保護司活動との関係において、より適切な支出の在り方を検討するようという指摘がありました。これを踏まえまして、保護司会が効果的かつ組織的に犯罪予防活動を行うように促す観点から、この予算を保護司会に直接支出することもできるよう検討しまして、平成25年度予算に反映させるということとしております。

これに加えて、効果的な活動及び実費弁償金の在り方等について、地域における実際の活動主体である保護司や、外部有識者等の意見を十分に聞きながら、引き続き検討を加えてその検討状況を踏まえて必要に応じ、平成26年度以降の予算要求に反映をさせる予定でございます。

小野瀬会計課長 ありがとうございます。では施設課お願いします。

施設課 施設課でございます。矯正収容施設の整備充実という論点でございます。矯正収容施設、老朽化したものを建て替えるということ、そのこと自体については御理解いただけたと思っておりますが、その方法論につきまして、更に抜本的な検討も含めて、様々な検討をすべきであるというような御指摘を頂いたところでございます。我々の説明が不十分であった点もあろうかと思っておりますけれども、現状では「転がし計画」と申しますか、現在地建て替えを中心にやっておるところでございますけれども、過去におきまして新地建て替え、あるいは集約的な収容施設の建築ということもしたこともございますので、そういうような点を含めまして、更に一層のコスト意識を持った形で行っていくということが必要であるということでございます。予算要求への反映に関しましては、現在予算要求を考えておるものが全て原則として継続中の工事でございますので、継続中の工事に関しましてはそれを進めつつコストを削減するというので、部品等の建築コストを削減する、あるいは工事の計画手法を見直しコスト削減を図っていくという形で予算要求に反映させていくことを検討しているところでございます。

更に加えて、今後の新規の収容施設の建築に当たりましては、様々な観点からPFI手法の検討でありますとか、全体の改築事業を最適化するためにどのような形のものを採ったらよいかということを様々なコスト比較をしながら、総合的に比較検討していきたいと考えているところでございます。

小野瀬会計課長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いします。特段この段階でよろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、その後の議事の方に進めさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、公開プロセスの対象となりましたもの以外の事業についての御審議をお願いしたいと思います。

まず初めに、昨年度と本年度との事業数の変更等につきまして、簡単に御説明させていただきます。お手元の行政事業レビュー事業単位の変更点という資料に基づきまして御説明させていただきます。

昨年度は全部で71事業がございましたけれども、本年度は事業の廃止、あるいはレビュー対象外経費に変更されたということがございまして、3事業が減少ということでございます。

一方で事業の分割、あるいは23年度補正予算におきまして、東日本大震災復興関連事業予算が措置されたことに伴いまして、新たに10事業が全部で加わっております。そこで差引き本年度の事業は、全部で78事業となったということでございます。

本日御審議いただきますこの78事業につきましては、非常に事業数が多いものですので、あらかじめ各アドバイザーの皆様方にはレビューシートをお送りさせていただいております。そこでこの各シートの個別の説明は時間の関係で割愛させていただきたいと思います。これからの審議の進め方でございますけれども、事業番号の順、それから担当の部局別に御審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、まず初めでございますが、事業番号の0001から0014まで、レビューシートのページで申し上げますと、1ページから80ページの大臣官房分につきまして、この範囲で御質問、御意見等をよろしくお願ひします。

瀬戸アドバイザー 0002の防災通信機器関係の配備ですが、衛星携帯電話を導入するというところで検討されているようなんですが、衛星電話は非常に運用コストが高い。ほかの代替案も考慮した結果、この導入計画、事業が最適なものと判断されたのかお聞きしたいと思います。地震のときも携帯電話、普通地上波の携帯電話は非常に使いにくかったんですが、インターネットとか非常に生き残るラインもあったので、普段通常使っている役所の業務の中で使っているようなもので、緊急時にも使えるようなシステムというものを最優先に考えた方がコスト的にもいいのではないかなと思った次第です。

小野瀬会計課長 事業番号0002の衛星携帯電話の関係でございますが、この点は秘書課お願いします。

秘書課 秘書課でございます。この関係では実際に東日本大震災で基地局自体が倒壊ということもありまして、取り分け石巻の検察庁の支部だとか、法務局には電話が通じなかったというような事情がございます。これまでも衛星携帯電話、一部ではありますけれども、配備してきたわけでありまして、石巻の地域では石巻拘置支所には配置されておりましたので、そこと本所とでは連絡が取れたということがございます。そうしますと、基地局も倒壊等の被害に遭うということを考えますと、携帯電話だとか、あるいはソーシャルネットワークサービスだとか、そういったものも考えたわけでありましてけれども、基地局自体が倒壊等の被害に遭えば通話が不可能になってしまう。そうしますと、通常の携帯電話だとか、SNSですと、確実な通信手段とは言えない。他方で、法務省は多くの収容施設を持っておりまして、検察庁だとか入管といった治安関係の組織も多数ございますので、確実な通信手段として衛星携帯電話を導入するということを決めたところでありまして。

瀬戸アドバイザー コスト的な評価というのはされたのでしょうか。

秘書課 このシートを見ますと、予算額は23年度4億7,600万とありまして、これ自体がどうだったかという御批判はあるかもしれませんが、執行額は8,400万ですので、入札の開差がかなり出て、これぐらいで配置、配備ができていくということになります。

ランニングコストの点につきましても、私どもとしては一番安い、例えば基本使用料につきましても、一番安いものを選んでいくというのがあります。ただ、いろいろ見方はあると思うんですけども、日常的にこれを使うかということそうではないんですね。日常的に使うとすると1分当たり170円とか、結構高いわけですので、いざというときに全国どこでも津波なり地震なりあったときに、法務省の各施設と連絡が取れるようにしておくという、ある意味では減災ということでもあります。保険的な意味もあって配備をするということでもあります。御案内のとおり、今、日本列島どこで大きな地震とか津波があるか分かりませんし、取り分け我が省は多数の収容施設を持っている、あるいは検察庁等の治安を維持しなければいけない機関があるということがありますので、配備しているということでもあります。

小野瀬会計課長 他に御質問等ありますでしょうか。

中村アドバイザー 今と同じ所で質問といいますか、一部意見なんですけれども、私どものグループでも衛星電話を配備している所がございます。今回の震災のときも使用したということはあるんですけども、地域によってFM無線と衛星電話の場所を分けてやっているところもあるので、御参考にしていただければということと、実は今回、衛星電話を使用したんですけども、途中で電気が切れてしましまして、そういうこともありますので、併せて電力の確保ということもやっておかないと、途中で使用できないという状況に一時的にはなってしまうのかなということですので、その辺も御参考にしていただければと。

もう一点、通常は使われないということだったんですが、ちょっと訓練をしておきませんかといざというときに使えないということもございますので、経費の問題はあろうかと思いますが、その辺も必要ではないかなというように思います。

秘書課 ありがとうございます。実際にこれを配備しても使えないと意味がないわけですので、年に4回ないし6回程度、本省とあるいはそれぞれの地方とで分けて訓練をするようにしております。いざというときに使えるようにはしているつもりであります。

小野瀬会計課長 他に御質問等ありますでしょうか。

伊藤アドバイザー 事業番号の0005と0006なんですけど、いずれも合計で310億ぐらいのお金が支出されていまして、その全額が日本司法支援センターという所に入っているようなんですが、このセンター自身は監査法人の監査を受けているようですけれども、この支援センターにある余剰金といいますか、そういうのは幾らぐらいあるんでしょうか。あるいはないんでしょうか。

司法法制部 法制部からお答えします。まず、0005の運営費交付金の関係でございますが、支援センターは法テラスと呼ばれておりますので、これから法テラスと言って御説明申し上げますが、4年にわたります中期目標期間というものが設けられておまして、この運営費交付金につきましては、その期間内につきましては、財務諸表上、余剰金という形で計上はされないことになっております。ちなみに現在、第2期目の中期目標期間中でございますが、第1期目の中期目標期間が終わった平成21年度末の時点におきましては、13億弱の余剰金が出ておまして、基本的に全て国庫に返納しております。

この余剰金と申しますのは、運営費交付金に法テラスの収入であります民事法律扶助の償

還金を付け足した額から支出の額を除外した額という形になっております。ちなみにその計算でいきますと、23年度末の時点では33億円余りの額が残っているという状況でございます。

次に0006の方でございますが、これは各年度ごとに余った額は、国庫に返納する形になっておりますので、余剰金というものは出ておりません。

伊藤アドバイザー そうしますと、このフロー図を拝見しますと、例えば0005ですと、25ページで法務省から運営交付金として165億円出ていまして、流れだと全部各場所に使われているような気になりまして、余剰金とか、私が一番疑問に思ったのは、交付金が全て費用になって、全部使われてしまうのかなど。普通、そういうのは残るけれども、それはどうなっているんだということなんですけれども、例えば165億だとすると、このうちの何十億かは余剰金となったとしたら、国庫に返納される金額がある。そういうことですか。

司法法制部 運営費交付金に収入を加えた額、そのどちらから支出をするのかという決まりがございませんので、我々はその額が決まっております運営費交付金の方から先に支出をしていっていると。全体的な支出はその運営費交付金の額を上回っておりますので、全て計算上は100%支出されていると。ただ、実際は先ほど申し上げましたように、昨年度末は33億ぐらい余っておりますので、中期目標期間の節目の時点では、余った額を余剰金として計上した上で国庫に返納するという状況でございます。

小野瀬会計課長 そのほかいかがでございましょうか。

瀬戸アドバイザー 0003の国際会議運用費用の分担なんですけど、非常に必要な事業だと思いますけれども、参考に日本の分担比率をお聞かせ願いたいんですが。こういうもの、国際的なもの、日本が分担比率は非常に高い割には余り益がないようなことが多いので、参考にお聞きしたいんですけれども。

小野瀬会計課長 それぞれ会議を担当しておられる民事局、あるいは刑事局の方にお伺いしてよろしいのでしょうか。

民事局 民事局が所管しております支出先上位10者リストの1番と2番、ハーグ国際私法会議と、私法統一国際協会がございまして、ハーグ国際私法会議に関しましては、分担比率は5.7%、私法統一国際協会に関しましては5.4%ということになっております。

刑事局 刑事局でございます。この支出先のリスト、3番目の経済協力開発機構事務局、これは金融活動作業部会（FATF）の分担金でございまして、日本の分担金の割合は11.62%、それからリスト4番目のアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ事務局への分担金は14.5%となっております。

瀬戸アドバイザー 適正なのかどうか分かりませんが、それほど多くないなという感想です。

小野瀬会計課長 それではほかいかがでございましょうか。

伊藤アドバイザー 事業番号0010番ですが、このレビューシートを拝見しますと、成果目標と活動指標の所で、成果実績及び達成度が年度ごとに低下しているという、言ってみればこの数値が100が目標であるとするのなら、目標を達成できていないのですが、24年度の予算は減額されている。このように目標達成されていないのに予算を減額して、本来の目標を達成できるのでしょうか。予算が少なくとも役に立つのでしょうか。

小野瀬会計課長 資料53ページの訟務の関係でございますね。

訟務部門 訟務部門でございます。訟務というのは御案内のとおり、国を当事者とします民事

訴訟とか行政訴訟の適正な処理を担当しております。それで平成15年に裁判の迅速化に関する法律というのが施行されまして、それであらゆる裁判の第一審手続をなるべく2年以内の期間に終結させるという、そういう努力義務が裁判所と当事者に課されております。国も一当事者でございますので、その義務に応える必要があるということで、成果目標、一審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率というのを成果目標としております。年度で言い渡された一審判決の本数のうち、審理期間が2年以内であったものの数、これを比率にして成果目標としております。

それで御指摘のとおり、確かに目標値を平成19年度の成果である82.3%としておりますが、23年度は80.2%と、若干、目標に達していないということは御指摘のとおりでございますが、その原因がどこにあるのかということでございますけれども、私どもとしては最近、事件が一層難しくなっていると。難しくなればその分、審理期間がどうしても延びてしまうと思っております。この達成率を上げるためには、私たちだけの努力だけでは足りず、裁判所とか、あるいは相手方の努力も必要になってくると思っております。その上で訴訟の準備をより迅速に行うための執務資料ですとか、あるいは研修内容の充実を図ることによって、この達成率をできるだけ上げていこうとは思っております。

経費の方は昨今の厳しい事情を踏まえて、削減できる所はすると。例えばテレビ会議システムというのを導入させていただいて、打合せのための旅費をできるだけ縮減するというところで、経費についてはそういう形で今のところ年々縮減傾向にあるということでございまして、そういう中でも基本的に我々の仕事はマンパワーでございますので、そういうところを充実させることによって、達成度を上げていきたいと思っております。

伊藤アドバイザー そうしますと、経費とこの達成度というのは、関連する、もちろん事件ですから、まず相手がありますでしょうし、御省もありますでしょうし、裁判所もあります。裁判所はある種の指導はできないかもしれない、協調はできるのかもしれませんが、この予算金額を決めるときに、達成度というのは余り目標にはならないということですね。

訟務部門 いろいろな要素がかみ合って、これが達成できるということでございまして。

伊藤アドバイザー 今お聞きした限りで言うと、訴訟の事件を分類をして、どちらに原因があるとかある種の分類をして、合理的に努力すれば早期化できるものは、例えば3分類したうちの、ここは2年以内に全部終わっていますよと。例えば、世の中には様々な人がいますから、クレームみたいな話は、これはちょっと無理ですよと、そういう分類をすると、何となく達成度の中身が分かるような気がするんですけども、これは難しいんでしょうか。

訟務部門 そうですね、なかなかそういうのを明確に分類するというのは、なかなか難しいかと思えます。

瀬戸アドバイザー 0005と0006についての質問ですが、0006は国選弁護士業務関係だと思っておりますけれども、費用品目に一般管理費とか、職員住宅の借料が計上されていて、本来ならば0005の日本司法支援センターの運営の方にこれらの経費は付けるのではないかと思うのですが、この辺の理由はなぜこうなっているのかをお聞かせ願えますか。0006の方は国選弁護の関係ですから国選弁護の委託業務にのみ使うべきだと思っております。

司法法制部 職員関係は両方の事業にまたがるということで、先生御指摘のようにその割振り方が問題になるんですけども、基本的には国選弁護業務という形で、業務量との関係で割

振りをした上で、その一定額を国選弁護業務の方に計上しているというのが実情でございます。

瀬戸アドバイザー なぜ0005の方に職員の例えば住宅の借上げ等の費用が計上されていないのかなという。采配がちょっと不思議な感じがするんですけども。

司法法制部 すみません。繰り返しになりますが、職員関係も一般的な民事法律扶助業務等も担当しております関係で、考え方によっては民事法律扶助業務そのものに計上してしまうという考え方もあるかと思いますが、そういう意味では国選弁護業務という形で一つの事業として特出ししておりますので、国選弁護業務に従事しているその業務量の割合という形で、国選弁護業務の方にもそれら経費の一部分を計上しているという状況でございます。

小野瀬会計課長 両方にそれぞれ計上しているということですよ。

司法法制部 そうです。両方に計上しております。

瀬戸アドバイザー 分かりました。

小野瀬会計課長 よろしゅうございますでしょうか。

中村アドバイザー 0007のADRの関係についてお聞きしたいんですけども、こちらの予算額、執行額を拝見すると、執行率が比較的低い状況のものが続いているんですけども、予算の内訳を見ますと、全体としては情報処理等の業務庁費というものが多いいということなんですけども、これはあともう一つ申し上げると事業者という欄がございまして、ここも数がちょっと少ないという感じなんですけども、この傾向からすると、25年の要求においては、少し予算を減らされるというようなことをお考えなんでしょうか。

小野瀬会計課長 いかがでしょうか。

司法法制部 ちょっと工夫の余地はあろうかと思うんですけども、直ちに有効な対処策があるかという、すぐには思い付かないのですが。

中村アドバイザー 執行額が少ないというのは、使われている金額が少ないということではないんでしょうか。

司法法制部 基本的にはそうでございます。

小野瀬会計課長 諸々のそういう状況も含めて今後検討ということかと思いますが、ほかはいかがでございますでしょうか。

伊藤アドバイザー 0011番で、ページは63ページのC、島根あさひソーシャルサポートから不動産を2つ購入しているうちの1つですが、13億2,400万で購入されていますが、この土地の路線価といいますか、あるいは固定資産税評価額、これは大体幾らぐらい、坪当たり幾らぐらいなんでしょうか。

施設課 施設課でございます。ここの不動産購入費用は、平たく考えていただきますと、建物代だとお考えいただければと思います。土地につきましては、既に島根県から国が購入しまして、そこに島根あさひソーシャルサポートが建物を建設して、それから一定期間、国に引き渡すまでの期間の維持管理に関する費用、通常の維持管理に関する費用プラス建物の建築に関する費用、これを分割して支払っていくという形でございます。

ちなみにその建設の費用といいますのは、どのくらいになるかでございますけれども、建設そのものに掛かるものと、維持管理に掛かるものがございまして、これを全て併せまして、平成18年10月20日から、平成38年3月30日まで20年間にわたって支払うことになっておりまして、総額で231億7,000万円を支払うということで、それを分割して支払っていくとい

う形でございます。ちなみに土地でございますけれども、土地はこれは島根県が工業団地を誘致しようとして持っていた土地を国の方に渡したという形で、路線価等が明確に定まっておりますので、民間の精通者、不動産鑑定士の鑑定を経まして購入しておりますけれども、その際の坪単価は1万3,665円でございますので、この土地の面積が32万4,219.42㎡ございまして、土地代として13億4,266万6,000円既に支払っておりますので、そういうような関係でございます。

伊藤アドバイザー 0013番のレビューシートで24年度の記入がないと思いますが。

施設課 これは正に記入の仕方の問題でございますので、0013番は平成21年度補正予算の関係だけを記入しておりますので、24年度分の予算がございません。一方、平成23年度の復興特会の関係は、事業番号の0014の方に挙げてございますので、0014の方で24年度分の予算の関係も記載しておるといことで御理解いただければと思います。

伊藤アドバイザー 分かりました。

小野瀬会計課長 それではよろしければ次のセクションに移ってよろしゅうございませうか。

そうしましたら、続きまして事業番号の0015から0029まででございます。レビューシートでいきますと、81ページから156ページの民事局の関係の事業につきまして、御質問、御意見ございましたらよろしくお願ひします。

伊藤アドバイザー 0016番ですが、予算現額が例えば平成23年度の予算額、あるいは執行額が2億6,800万が、24年度の予算ですと、10億8,600万になっています。3倍ぐらいになっていますが、どういう理由で予算額が3倍になるのでしょうか。

民事局 民事局でございます。この24年度の増額の理由でございますけれども、震災により被災地の4つの市町で戸籍が流出したということがございまして、そのときに市町の戸籍原本自体は流出しましたけれども、法務局が持っております戸籍の副本データ、それから届書のデータを元に、戸籍を再製したということがございました。ただ、昨年の震災ではこのように戸籍の再製がうまくいきましたけれども、そもそも被災地の市町と近接した所にある被災地の法務局が副本を管理しているということ自体が非常に危険なことでありうございまして、新たな戸籍副本管理システムというものを整備しまして、全国に2箇所のサーバーを持った管理システムを持った所で、全国の市町の戸籍の情報の更新を管理していく開発を予定しております。これが7億800万ぐらいのもの、規模でございまして、これを除きますれば平年度並みということになります。

伊藤アドバイザー ほかの予算を見ますと、7億800万支出されるときには、どういう入札をして、支出をするという説明をしていると思うんですけども、ここには全くそういう記載がないというのは何か違うのでしょうか。支出の要件というと。

小野瀬会計課長 それは事前審査とか、定例会合の件でございますか。そういう手続はもちろんありますが、この資料の作りの問題としまして、御指摘のとおり、レギュラーの予算が例えば急に大きくなっているというのであれば、それがなぜなのかという説明がないと、このレビューシートを見ただけでは分からないと、こういう御指摘と受け止めますれば、この資料の作り方につきましては、会計課としても少し検討させていただきたいと思ひます。確かにこのシートを見てもよく分からないとおっしゃられたのはそのとおりでございますので、その点は少し分かりやすいような作りを会計課としても考えていきたいと思っております。

ほかはいかがでございましょうか。では、瀬戸アドバイザーお願いします。

瀬戸アドバイザー 0019番なんですが、登記所の地図整備推進ですが、このコストは適正なのかということがよく読み取れなかったのですが、一般競争入札を実施しても不落随契となっておるようなんですが、一般競争入札で落札した案件でも落札率99.5%と高い率で受託しているようなんですが、受託している所がほとんど社団法人ということなので、何か競争原理が働いていないようにこのシートから見て感じるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。そもそもできるんでしょうか。競争入札で。

民事局 登記所備付地図作成作業に係る調達も全て一般競争入札によって行われているものの、御指摘のとおり、不落による随意契約に結果的になる案件も相当数ございます。この登記所備付地図作成作業の中心は、土地と土地の境界、筆界を調査・測量する業務が中心となっております。その作業の性質上、応札者の条件で土地家屋調査士の資格を有していることが不可欠でございます。そのため、入札に多数の者が参加する案件は、必ずしも多くないことがこういった随意契約につながっていくのかなと思っておりますが、ただ、予定価格の算出に当たりましては、例えば作業員単価につきましては国交省が公表しています技術者単価、あるいは物価本に掲載されております単価を参考にするなどしておりますし、工数につきましても実際の作業において必要となる最低限の工数となるように、効率的な執行に留意しつつ、他局の調達状況を勘案して算出した上で入札を行っているところでございます。

近年は土地家屋調査士法人や、複数の個人の土地家屋調査士と共同して、積極的に入札する傾向が見えておりますので、そういった競争性というのが実質的に生まれつつあるということもございますので、コストは決して高止まりしているとか、そういった状況にはないのではないかと考えているところでございます。

瀬戸アドバイザー 例えば、群馬県で事例がありますけれども、この場合、入札参加できる組織というのはどのくらいあるんでしょうか。各自治体で。

民事局 登記所備付地図作成作業はある程度の面積的な広がりがございますので、作業遂行能力という面からして、土地家屋調査士の資格を持った上で、一定人数以上の従業員といえますか、実働部隊が確保できるということを入札条件にしておりますので、そういった意味で入札参加できる組織が十何社もあるとか、そういうわけではございませんで、ここに記載のある群馬県の公共嘱託登記土地家屋調査士協会のほかには、先ほど申し上げました共同で事務所を設立している土地家屋調査士が数社あるかどうかというぐらゐの状況であろうと思っております。御指摘のとおり、必ずしもそれほど多いものとは思っておりません。

瀬戸アドバイザー 何とも言えないんですが、競争が成立しないところに一般競争入札しても意味がないように思いますし、もし新規の参加できる組織があるんだったら、そういう組織を育成するような方針ではないと、一般競争入札も成立しないのではないかなと思います。

小野瀬会計課長 ほかはいかがでございましょうか。伊藤アドバイザーお願いします。

伊藤アドバイザー 同じ0019番ですが、これは8年計画で予定されているということで、ただ執行率は23年度だと90%、10%ぐらい余っている話ですが、ただ成果実績は23年度で32%となっている。8年という割り算をしますと、1年平均12.5%という感じですが、執行率がこれだけ余っており、かつ、達成度が高い中、どうして予算を24年度に増やさなければいけないのか説明願えますか。

民事局 23年度の補正で減額している1億3,300万、これは入札開差でございます。これと比

べて24年度の予算額が増えているという主な理由でございますが、地図作成作業の毎年の計画、8箇年計画に基づいてやっておりますけれども、その毎年の作業実施面積というのが、必ずしも同一ではございません。24年度の作成作業面積がこれは増加しているためでございます。もちろん、23年度補正によって減額した部分につきましては、24年度以降の概算要求については考慮させていただくということでございます。

この面積の増加につきましては、当初からの計画のものでございまして、8箇年計画を前倒しするとか、そういったものではございません。面積が増加したということでございます。小野瀬会計課長 よろしゅうございますでしょうか。ほか、民事局の案件はいかがでございましょうか。

瀬戸アドバイザー 0024番の電子認証システムの維持管理ですが、22年度までに比べて23年度の予算額、7割ぐらいになっているんです。このコストというのは実際の認証業務の件数等に比べて、適正なコストなのかなというところがちょっと疑問なんです。例えば2億9,000万の維持管理費というのは、実際発行されている証明書等を考慮すると、適正なコストなんでしょうか。

民事局 これは実際のシステムの運用管理に必要な物品の購入、あるいはその運用管理の委託に相当するものでございますので、ランニングコストとしてはこの電子認証システムを稼働している以上は、必要な合理的な額なのではないかと考えております。

瀬戸アドバイザー 競争入札やって入札者が1社で、落札率が99.9%というのにもちょっと引っ掛かるのですが、適切なコストなのかというところで業者が決めたコストにそのままなってしまうようにも見えるのですけれども。言い値で決まってしまうような、そういう数字に見えるのですが。

民事局 これは先ほどの地図の件でも申し上げたとおり、複数の社から見積りを取った上で、予定価格というのを合理的に算出して決めておりますので、必ずしも言い値どおりというような評価は当たらないのではないかと考えております。

瀬戸アドバイザー 落札率は高いですね。99.9%とか99.8%とか。大体業者から見積価格を取ると、若干高くて、実際の落札価格というのはもっと8掛けくらいになるのが一般的な現象なんです。100%に近いというのは何かちょっと引っ掛かるものがあるんですね。

小野瀬会計課長 システムの問題はいつも御指摘を受ける所でございますけれども、特にこのシステムに関して、補足的な説明ございますでしょうか。

瀬戸アドバイザー 競争が働くような形で、是非入札を行っていただきたいと思っております。

小野瀬会計課長 分かりました。

伊藤アドバイザー 0029番ですが、2つあります。1つは、23年度のこの予算を見ますと、繰越等が10億円ありますが、この10億円の内容とこれは将来いつ予算化、消化されるのかというのが1つ、もう1つは、成果実績で、7万5,900戸の処理をした後、残りが5万7,000戸となり、要するに残数量は減っているが、予算額は執行額12億2,700万が24年度の予算額では17億6,100万に増えていますが、処理すべき戸数が減っているのに予算が増加する理由を説明願えますか。

民事局 23年度の繰越に記載しております10億円分でございますが、これは瓦礫の撤去が遅れたり、降雪等の悪天候の影響などにより、調査を終えることができなかった約5万7,000戸の倒壊建物滅失調査作業に係る経費、その部分、これが5億7,000万と、地震による津波地

穀変動によって不明となった土地の境界の復元作業，これも含まれておりまして，これが4億3,000万円ということで，トータルで10億円ということでございますが，いずれの作業も現在，仙台，福島，盛岡において実施されておりますので，この10億円の繰越金額は本年度中には全て支出される見込みでございます。残った倒壊建物，5万7,000戸なのに金額が増えているという御指摘でございますが，これもレビューシートから分かりにくいということもございますけれども，先ほど申し上げましたとおり，土地の境界の復元作業というのが含まれている関係で金額が増加しているということでございます。

伊藤アドバイザー その場合，23年度の10億円を24年度に繰り越して黒で書かれるのでは，このレビューシートの作り方からいうと。24年度17億6,100万円と繰越の10億を加えて合計とするのではないかと，今のお話を聞いていると。

小野瀬会計課長 そこはレビューシートの書き方の問題で，繰越の記載が必ずしも統一されていない所があるかもしれません。そこは誤解を招く可能性もありますので，そこはこちらの方で記載の仕方をもう一回見直しさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

民事局 補足して説明させていただきますが，23年度の繰越額の10億円と24年度の17億6,100万円，これは作業の対象としては別でございます。17億6,100万円に関しましては，今回の東日本大震災の復興特別会計で認められた土地の境界復元でありますとか，地図情報システムの機能開発でありますとか，被災者向けのフリーダイヤルの設置とか，そういった諸々の費用が含まれた形でございますが，この23年度の繰越10億円というのは先に説明した内容であり，別ということでございます。

伊藤アドバイザー それは24年度に予算化しない，支出する計画はないのですか。

民事局 繰越分の10億円につきましては，24年度中に執行するというところでございます。

小野瀬会計課長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら続きまして，事業番号0030番から0037番が刑事局分，それから時間の関係で併せて事業番号0038番から0047番までの矯正局の分，刑事局分と矯正局分について併せて御質問，御意見を頂ければと思っております。

伊藤アドバイザー 0040番ですが，4やはり同じように平成23年度の繰越というのが10億5,000万ありますが，この内容と，いつどのようなことで使用されるのかというのを教えていただけますか。

矯正局 矯正局でございます。この10億5,000万というのは，実は本年2月の第4次補正予算で頂戴しました東京拘置所の総合警備システムの更新に必要な経費等ということでございまして，時期が2月でございまして，昨年度中に入札等の手順が間に合わないということで，本年度に入ってから入札等をさせていただいておりまして，本年度中には執行できる予定でございまして。

ちなみに，この10億5,000万でございますが，入札等をした結果，8億ちょっとで落札等しておりますので，若干の不用額は出るかと思っております。

小野瀬会計課長 ほかはいかがでございましょうか。

瀬戸アドバイザー 一般論なんですけど，0030番でも結構ですが，成果目標及び成果実績の所で，定量的に示すことは困難であるから，成果目標が示されていないのがこの資料に多く見受けられるんですけど，目標がない事業なんてあり得ないと思っているんですね。中には数値とか金額では表せないものがありますけれども，何らかの形で定性的にでも表すべきではないか

など思うんですが、それによって事業が適切に達成されたのかどうか評価する。これだけだと、何のためにどういう目的でどこまでやるのか、どの辺ぐらい達成されたのか評価できないんです。この資料を書いていただくときに、そういう定量的に書けという指示を与えてしまっているのか、ちょっとその辺の書き方についてお聞かせ願いたいんですが。

小野瀬会計課長 飽くまでもここに記載するのはもう数値でありまして、書くのであれば数値目標を書いてくださいということをお願いしているということでもあります。ですから、できる限り各原局におかれましては、数値でお願いしたいということと考えていただいております。

瀬戸アドバイザー でも、例えば半分以上の所は数値で表すことは困難だと書いてあるわけですね。ですからこの事業レビューシートというのは何のために書いているのか。目標なく事業をやっているとしか外部から見ると思えないんですね。書かせられる方も大変だから、定量的に書けない。それは事実。でも成果目標に対しては、いろいろな形で目標設定できると思うんですが。外部から見ると何を目標に仕事をしているのか見えないんですね。ただ、金額、予算を適正に九十何%執行する。それだけしか見えないんですね。

小野瀬会計課長 そこは一般的な問題でございますので、様々なそれぞれの事業の特性、特質に応じて、考えなければいけない部分はあろうかと思いますが、少し御指摘も踏まえまして、会計課の方でもその辺りは整理をしたいと思っております。

あとはいかがでございますでしょうか。刑事局関係と矯正局関係。よろしゅうございますでしょうか。

では、そうしましたら続きまして、事業番号0048番から0057番、これが保護局の関係でございます。それからこれも併せまして、58番から62番、これが人権擁護局関係でございます。こちらの保護局と、それから人権擁護局の関係につきまして、併せて御意見、御質問等ありましたらよろしくお願ひします。

伊藤アドバイザー 0050番ですが、これも執行率と予算の関係ですが、執行率を拝見すると、90%、88.5%、92%という90%前後なのに、予算額がやはり23年度の執行額95億円に比較して101億円と増加しているのですが、どうして過去の執行額を上回る予算化をする必要があるのでしょうかということと、それから24年度の当初予算の内訳が一番下に書いておりますが、この中のどの項目が幾ら増えているのでしょうかということについて説明願えますか。

保護局 保護局でございます。初めに23年度の執行額と比して、24年度の予算額が大きいのではないかとございましてけれども、この予算額と執行額の開差が大きいのは、費目で見ますと、更生保護委託費と保護司実費弁償金でございます。更生保護委託費につきましては、開差が3億2,300万、保護司実費弁償金につきましては、開差が3億6,500万となっております。この更生保護委託費につきましては、住居、適当な帰住先がない者を委託することによって、この委託件数に応じて開差が生じるということになります。実費弁償金の方も、ここの実費弁償金はほとんど補導費という、事件を担当したときの経費でございますので、保護観察の事件数が活動実績が反映されて、この開差が生じているということでございます。毎年、事件数の動向を推測して、予算に反映するということをしておるんですけれども、本年度におきましては更生保護委託費については、この辺りの執行額との関係で見直しまして、1億7,400万円の減、保護司実費弁償金の委託費の方につきましては、1億7,000万円の減としたところでございます。いずれも事件数の動向に左右される経費でありますので、年度途

中で経費が不足するというのを避けるために、このような状況になっているということでございます。

もう1点の増えているのはどういうところかということでございますが、一点は費目としては更生保護委託費の関係になりますけれども、24年度から薬物依存症リハビリ施設を活用して、薬物依存者の委託をするという事業を始めておりまして、これについて5,300万円の予算を計上しております。

それからもう1点は、これも同じ保護司実費弁償金になりますけれども、こちら更生保護サポートセンターといいます保護司活動、更生保護活動の拠点を、本年度100増設することになりまして、これに伴って3億900万増額していただいているという状況でございます。小野瀬会計課長 いかがでございましょうか。特に保護と人権の関係はよろしゅうございましょうか。

そうしましたら続きまして、次は事業番号が0063番から0071番、入国管理局の関係につきまして、御質問、御意見等お願いしたいと思います。

伊藤アドバイザー 0065番ですが、不法残留者数が年度ごとに減ってきています。それで執行率も同じように、90%を下回る程度に来ているんですが、24年度の予算が前年のやはり執行額を上回っている、3億程度上回っているんです。これはどうしてそういう状況なのに予算を増額する必要があるのでしょうか。

入国管理局 入国管理局でございます。不法残留者数の削減、これは政府全体として特に入管、それから警察なども協力をして推進をしてきた正に事業が功を奏して、不法残留者が着実に減ってきたということでございまして、それで仕事自体が減っているかということ、決してそういうことでもございませぬ。今、御下問の24年度予算の増額の要因としましては、これは今年度24年度に特化してと言いますか、特有の事情でございますが、関西空港のLCC専用ターミナル、低価格の航空会社の飛行機専用のターミナルビルが今年の10月から供用開始になるということで、そこに新しく事務所を設けますので、そのための備品の購入費、あるいは庁舎維持費などの予算、1億2,200万円が新たに必要となったものでございます。

今、アドバイザー御指摘の、執行率が減っているのにというところでございますが、もちろん先ほど来の御指摘にもありましたように、予算が付いたからそれを目一杯執行しようという気持ちはございませぬ、正に本当に必要な経費を精査した上で予算要求し、予算措置されておりますが、更に執行の過程におきましては、入札の開差、あるいは契約内容の見直し、経費節減の取組などの結果によりまして、できるだけ使うお金を減らしているということでございます。

ただ、未執行額のうち、翌年度以降にもそうした状況が継続するというものにつきましては、それ以後の予算要求に適切に反映させるべきものだと考えてございますが、決算は年度終了後に確定するものでございますので、傾向として減少傾向ということがありましたら、できるだけ早く可能な年度の予算に反映するという事になるかと思っておりますが、目先ちょっと1年ラグがあるということにはなるかと思っております。

小野瀬会計課長 よろしゅうございませぬでしょうか。

瀬戸アドバイザー 共通の質問ですが、0066番、0067番、0068番に関してですが、先ほど申しました成果目標についての記述の部分について、例えば0066番、373ページには、市場化テスト導入により、コスト面において年間6,500万の経費削減したと書いてありますし、あと

は0067番の所の378ページには、運用経費について可能なものは仕様を見直すなどして予算削減に努めると書いてあります。それから0068番の383ページには、費用対効果の検証を行い、と書いてあります。これを見ると予算効果というのが一つの目標になっているようなので、ここには定量的な成果目標というのは十分書けるのではないかと思うんですが。

入国管理局 入国管理局の考えですが、お話のように、例えば窓口、市場化テスト、事業番号0066番になりますけれども、窓口を市場化テストによって民活し、費用を下げるということもさることながら、きちんとした行政サービスを提供するということを目指してございます。あえて目標を設定するとしますと、例えば委託業者によるその事業展開によって、行政サービスのユーザーであります申請者等がどのくらい満足度を得たかということなどにつきましては、利用者アンケートなど、これは市場化のテストの枠組みの中でも行うものでございますけれども、それを行ってどれだけ満足を得られたか、あるいは正に間違った仕事をしてはいけませんので、ちょっと後ろ向きではありますけれども、過誤の取扱いがなかったかどうかなど、あるいは待ち時間がどれだけであったかなどという数値を設定することが可能かと思えます。ただ、それを全部押しなべて、言わば適正に処理をするということが大目的になっておりますので、その意味で定量化は難しいということを申し上げてしまったものです。

それから0068番につきましても、これも定量化ということになりますと、なぜバイオメトリクス審査をしているかということになりますと、正に外国人テロリストを1人たりとも入れないということが目標でございまして、あえて定量化をするということになりますと、1件たりとも外国人テロリストによるテロ行為がなかったか、ないようにするということが目標になりまして、それが1件もありませんでしたらば、目標達成率100%ということが毎年続くというのが本当ではあるのかと思えますが、若干、そういうことを目標に掲げていいのかどうかというところで悩んだ部分もありましたので、先ほど会計課長からこの書き方についてちょっと検討するというところをお話しありましたので、私たちが今のような実態を踏まえて、どのような表し方、目標の設定の仕方をするかということにつきましては、考えていきたいと思えます。

瀬戸アドバイザー 検討いただけるということなので、次回に期待しております。この事業レビューですね、各事業部署がどのような目標に基づいてこの事業を達成しているのかということが我々非常に興味がありますので、その辺のところを書けない数字かもしれませんが、客観的な評価ができるような定量的な数値を入れていただくと非常に有り難いと思えます。

小野瀬会計課長 ほか、入管関係はいかがでございましょうか。

瀬戸アドバイザー 0069番ですが、22年度と23年度で予算規模が増えている、21年度、22年度、予算が全て100%執行されていないにもかかわらず、22年度から23年度、24年度が増えている。この理由をお聞かせ願いたいんですが。

入国管理局 23年以降の予算額の増加につきましては、正に今年の7月、平成24年7月に新しい在留管理システムを開始したことに伴いまして、在留カード等発行システム、あるいは電子届出システムなど、全く新しいシステムの開発・導入経費が必要であったこと、それに加えまして、新システムの導入に当たりまして、既存システムの改修が必要であったことなど、24年、あるいはその準備段階としての23年に特有の必要性があったというものでございます。

瀬戸アドバイザー これはどちらかという、在留カードに関する費用の支出が20億増えたという理解でよろしいのでしょうか。

入国管理局 その中、細かく分かりますが、在留カード等発行システムの導入用に掛かります経費で、5億3,000万円、それから電子届出システムの導入用に掛かる経費で、1億3,000万円及び先ほどのそれに伴っての既存のシステムの改修という部分で、6億7,600万円の増など、それぞれこの新制度の導入に伴いまして必要となったものでございます。

小野瀬会計課長 ほか、入管関係でいかがでございましょうか。

伊藤アドバイザー 0067番ですが、ここに年間収容人員というのが推移が21年度から23年度があって、それも減少している。21年度の半分ぐらいになっていますが、ただ当期の活動見込みというのが下の欄にあります。54万4,000人なのかもしれませんが、それも前年度より減っている予測をしている。12%減少を見込んでいるんですが、そういう状況なのにもかかわらず、予算金額は23年度の執行額から24年度の予算額で約22%増額しているのですが、これも何か特殊な理由があるのでしょうか。

入国管理局 収容人員の減少につきましては、冒頭申し上げました不法残留者の減に伴うものでございます。ただ、こうしました不法滞在者の収容施設につきましては、最低限施設として維持するために必要な経費というのがございます。そこで24年度予算のこれまた若干、特殊事情でございますけれども、入国者収容所、全国に3箇所あるのですが、それぞれ平成5年から8年にかけて現庁舎を作っていただいております、設備の経年劣化、あるいは老朽化が進んでいることから、空調機器の交換・整備などが必要となっております。このために、24年度予算におきまして庁舎設備のオーバーホールに係る経費、8,500万をお認めいただいております。今、最低限施設を維持するために必要な経費と申しましたが、もちろんその収容者が減ったことによって削減できる部分、例えばブロック一つ丸々使わなくなったことによって、その部分に係る空調ですとか、あるいはガードマンなど、その部分に配置しなくていいというような、細切れにして節約できるものにつきましては、今後も適切に節減をしていきたいと考えておりますが、24年度の事情につきましては今御報告をしたとおりです。

伊藤アドバイザー 私が今質問しているのは、ほとんど10億円以上の予算規模のものについてですが、0065番と0067番、両方ともやはり90%を下回る執行率になっている。他の事業、もちろん内容によって違うだろうと思いますが、他の事業がこれだけ継続的に100%近くではなくて、10%以上下回っているというのは少ないと思うんですね。そういう面では安全を見られているのかもしれないんですけども、安全を見すぎなのではないでしょうかと思うのですが、いかがでしょうか。

何をもって見すぎかということですが、今も御報告しましたように、建物ががらがらと倒れてはいけませんので、それは維持しつつ、中を見て部分部分で節減できる所につきましては、節減をしていくということで臨んでおりますので、御指摘を承りまして、更に検討はしていきたいと思っております。

中村アドバイザー 0070番ですが、出入国に関しまして、東日本大震災の際に緊急で海外に出た方がいっぱいいたということで、それに対応したというところは分かるのですが、ここに書いてあることによりまして、今後もこういうこともあるので予算を付けるというようなことと理解をしたのですが、おおむねどういう内容であるのかということと、震災そのものは

今後も可能性はあるわけで、それで大量に外国人が出ていくという事態がそれほど想定されるのかということもありますので、その辺の考えをお聞かせいただければと思います。

入国管理局 実は昨年の震災の後に、私ども本当に初めての経験をしまして、ある国の大使館がその国の方々に声をかけて、大規模空港ではなくて、地方の空港に向かってバスを複数台仕立てて、その国の人たちをその地方空港から大量に短時間、短日数で出したということがございました。具体的には新潟、それから富山、その辺りの日本海側でございましたけれども、そのときに私どもはそこに人が集結をするということで、人員はたくさん応援をその新潟空港に派遣をしたのですけれども、何分、小さな空港でございますので、人はいても機材がないということで、縦に長く列が並んだと。しかもその数百名という人たちが集結をしたものでしたので、一時騒然となりましたといえますか、パニック状態になったことを経験をしたことから、もちろんこういうことがなければそれに越したことはないのですけれども、今の新潟の例を御紹介しましたが、地方の空港を抱える出張所、いずれも各県に一つぐらいつつしかございませんで、なかなか出張所どうし、モバイルな携帯を持って派遣をするということが難しい、しかも短時間で行わなければいけないという事情がございましたので、そうした経験を教訓にしまして、この携帯型端末を常備しておいて、どこでも応援に赴く職員がそれを携えて行って、そこで窓口を横にたくさん広げることが可能になるようにしたものでございます。

中村アドバイザー 端末の方は分かるんですけども、自動車等に結構予算が組み込まれているようなんですが。

入国管理局 今、お話し申し上げましたのは、空港に赴く職員のものですが、車両を必要としておりますのは、今度はい出入国ではなくて在留をしている外国人の方々の手続用に、いかなる被災地にでも赴いて、そこにいわばプチ事務所を開設できるようにするもので、その必要性を御理解いただいたものでございます。

中村アドバイザー 余りそういう事態に備えて、自動車まで用意しておく必要があるのかというのを検討いただければと思います。

小野瀬会計課長 入管関係はいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

そうしましたら、次のセクションに行く前に、ちょっと戻って恐縮でございますが、先ほど中村アドバイザーの方から、事業番号0007番、レビューシートの36ページ、ADRの関係で御質問ございましたけれども、ちょっと回答の補足がございますので、司法法制部の方からお願いします。

司法法制部 司法法制部でございます。先ほど十分な御説明できなくて申し訳ありませんでした。ADRの予算規模の算出については、ADR側からの認証申請件数の見込みを基に積算をして予算を頂いているところでございますが、ちょうどこの時期、ADR側もADRの活用等々というのは広く訴えているところでございまして、その見込みがなかなか難しく、どうしても前年度ベースを前提に要求をするというところでございました。ただ、現在、ADR側からの認証申請件数というのは年々減少してきております。したがって、25年度の予算につきましては、この申請件数そのものが減少してきているということを前提とした予算要求をする予定でございます。

小野瀬会計課長 ありがとうございます。

それでは、続きまして最後のセクションでございましてけれども、事業番号が0072番から00

75番、これが法務総合研究所でございます。それから併せまして、0076番から0078番まで、こちらが公安調査庁関係、そして24年度の新規事業でございます24の0001、それから24の0002、以上、この最後のパートにつきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いしたいと思っております。

瀬戸アドバイザー 大した話ではないんですが、0072番で開発途上国の方を呼んでいろいろ研修を行ったと、あるいは派遣して行くということなんですが、そこで成果目標の所に研修生の満足度と書いてあるんですが、これは過去の実績でどのような数値が出ているのかお聞かせ願いたい。参考にですね。

今までなかなか皆さん成果実績、目標を書きただけじゃないんですが、こういうふうになかなか難しい所を書きただけなので参考にどんな満足度になったのか。

法務総合研究所 これは基本的にアンケートをとらせていただいて、基準となるのが20年度にとったアンケートで、「満足」と「おおむね満足」辺りを合わせた数字が99.5%と、これを基準としまして、21年度、22年度、23年度とこう評価しておるということでございます。

小野瀬会計課長 よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、特にほかに御質問、御意見がないようでしたら、この行政事業レビューの審議につきましては、この辺りで終了とさせていただきたいと思っております。

事務局といたしましては、本日頂きました御助言、御提言を踏まえまして、チーム所見の案を作りまして、チームリーダーであります副大臣と、アドバイザーの皆様方の御了承を頂いた上で、最終的に確定させたいと思っております。

—了—